



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

断る練習

当事務所の一番の繁忙期、確定申告を無事に終わられました。お忙しい中、ご協力頂きましたご依頼者の皆さまには、改めて感謝申し上げます。

さて確定申告期間はほとんど外出せず、事務所に籠りつきりという感じですが、それが終わると情報収集、人脈拡大のために各所で行われる会合（懇親会）に顔を出すようにしております。中には比較的良く会っている面々もおりますが、それでも新たな情報を色々聞けたりするのが楽しみで、勉強になりますし刺激を受けますね。特に最近の世の中の動向は気になるのですが、昨年とある税理士との会合でこんな話を聞きました。年頃のお子さんがいらっしゃる方のお話した時ですが、最近の大学生はキャンパス内での男女交際はほとんどしていないとのこと。私の感覚ですと大学時代は1番恋愛に関して熱くなる時とあっていただけに、「なぜ」今はそんな風になってしまっているのか不思議でした。当然理由を知りたくなり質問してみたところ、今どきの大学生は恋愛対象と考えていない異性からアプローチされたら、「セクハラに遭った」ということで学生課に苦情を入れるため、下手に動けないということでした。これには脳天を打ち砕かれるほどの衝撃を受けましたね。

確かに恋愛対象と考えていない異性からアプローチされると、動揺すると思いますし、自分の気持ちを貫こうと思うと、アプローチを断るよう動いていかなければなりません。しかし相手の気持ちを考えると、無下に断って傷つけるようなことはしたくないとも考えてしまいます。いずれにしても結構なストレスを感じるのは避けられません。しかし恋愛のみならず、ビジネスの世界でもあまり好意的に思っていない方から仕事の依頼や、協業のお誘いが来ることは日

常茶飯事です。それ以外でもいかがわしいと思うような儲け話などの勧誘を、皆さんも今までに1度は受けたことがあるのではないのでしょうか。そんな時、いきなり行政の相談窓口で苦情を入れたり、弁護士に相談したりするのでしょうか。

私はまず、毅然としつつも丁重にお断りをする態度を見せるのが重要と考えます。相手はこちらに乗ってもらいたいと必死になってアプローチしてくるわけですから、答えをはぐらかしてはどんどん攻め込まれ、かえって答えに窮するような状況に追い込まれてしまいます。逆に毅然とお断りする態度を見せれば、相手も脈が無いと考え、これ以上は時間の無駄と判断し自然と撤退します。それでもしつこく迫られた時に初めて行政なり、弁護士などに相談するのが良いと思います。ただ「毅然としつつも丁重に」というのは、普段から意識しないと出来ません。毅然とするには、まず何事にも自分の意思をしっかり持つことが重要かと思えます。また好意的に思っていない方でも、それはあくまで現時点の心境であり今後どうなるか分かりません。もしかしたらそういった方からビッグビジネスをもらえる時があるかもしれないので、お断りするにしても丁重にするのが礼儀と考えます。これも普段からこういったケースを想定して断り文句を考えておいた方が良いでしょう。

最近、若い人が特殊詐欺集団に騙され、犯罪に手を染めてしまうといったニュースをよく聞きます。もしかしたら日常的に「断る練習」をしていないからなのかなと、先の話聞いて思ったりしています。リスクを避けるためには、まず自力で解決する術を身に付けるのが良いかもしれませんね。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 8月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**4月末までに中間納税**をしなければなりません。

2 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**4月末までに償却資産税の第1期分の納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思っておりますので、**4/30(水)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、**その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

3 令和7年度の協会けんぽ（健康保険）の保険料率が**3月分（4月納付分）から改定**されます。

→協会けんぽに加入されている者は**3月以降その事業所で設定している社会保険の徴収時期から変更**になりますので、給与計算の際はご注意下さい。

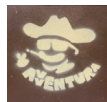
4 令和7年4月1日から**雇用保険料率**が変更されます。

→一般の事業者については、事業主負担が9.5/1000から9/1000へ、労働者負担が6/1000から5.5/1000へと下がります。

4月1日以降に締日を迎える最初の給与計算期間から変更になりますので、給与計算の際はご注意下さい。

Introduction

当事務所のお客様をご紹介します



株式会社AVVENTURA

イタリアン居酒屋 Avventura

https://www.instagram.com/avventura_nakashin/

住所：東京都中野区弥生町3-33-1 ヤヨイパレス 1F

東京メトロ丸ノ内線中野新橋駅より徒歩6分

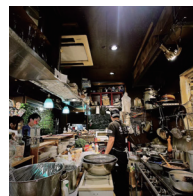
Avventura Base Cuccina

https://www.instagram.com/abc_nakashin/

住所：東京都中野区弥生町3-29-3 1F

東京メトロ丸ノ内線中野新橋駅より徒歩5分

販促等は使わず町内のイベントにも積極的に参加させていただき地域密着型の営業をしております。人と人とを笑顔とご飯とお酒でつなげられるよう日々研鑽しています。



ABCイチオン
特製カレー



※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。



「103万円の壁」改正について

今回の税制改正で最も注目された「103万円の壁」について、ご説明させていただきます。

所得税の計算上、給与所得から控除できる「給与所得控除の最低額55万円」と「基礎控除額48万円」の合計額が103万円となるため、主婦や学生などがパートやアルバイトで得た給与収入に対し、所得税がかからずに働ける最低ラインということで「103万円の壁」と呼ばれています。

今回の改正で、以下の通り「103万円の壁」が引き上げられることとなりました。

1. 給与所得控除の改正

従来まで給与所得控除の最低額は55万円でしたが、改正後は65万円となります。

2. 基礎控除の改正

改正後の基礎控除額は以下の通りとなります。

合計所得金額	改正前	改正後	適用時期
132万以下（給与収入200万円相当以下）	48万円	95万円	恒久的措置
132万円超～336万円以下		88万円	R7、R8年限定
336万円超～489万円以下		68万円	
489万円超～655万円以下		63万円	
655万円超～2,350万円以下		58万円	恒久的措置
2,350万円超～2,400万円以下	48万円		
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	32万円	
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	16万円	
2,500万円超	0円	0円	

施行時期は、2025年分の所得税から適用されます。

ただし、給与等や公的年金等の源泉徴収税額については、2026年1月1日以降支払い分からの適用になります。

※注意点 源泉徴収税額に関しては今年1年据え置きになりますので、4月から再度計算をし直す等の作業は必要ありません。

まとめ

近年の税制改正では一番と言えるほど、多くの方々にとって納める税額に影響が出てくるものとなっております。従前より減税となる方が多くなると見込まれ、主婦や学生などの働き控えの解消が期待される一方、税額計算や事務処理において複雑な点も多数ございますので、不明点は当事務所までご相談下さい。

① 厚生労働省は、2024年12月26日に開催した 労働政策審議会の雇用環境・均等分科会にて、 カスタマーハラスメント対策を企業に義務付ける案を 示し、了承されました。

厚生労働省では「カスハラ」の定義として、以下の3つの要素を全て満たすものとしています。

- (1) 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
- (2) 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
- (3) 労働者の就業環境が害されること

この定義を踏まえ企業に対し、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、並びに労働者からのカスハラ被害相談に適切に対応するための体制整備などを求める方針です。

こういった流れを受けて東京都では、2025年4月から全国初となるカスハラ防止条例が施行されます。

この条例では「何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない」と規定されており、カスハラと認められる具体的な行為などをまとめたガイドラインを公表しています。

- (1) 就業者への身体的な攻撃 例：物を投げる、唾を吐く
- (2) 就業者への精神的な攻撃 例：人格を否定するような言動を行う
- (3) 就業者への威圧的な言動 例：声を荒げる、睨む
- (4) 就業者への土下座の要求
- (5) 就業者への執拗な（継続的な）言動 例：長時間、必要以上に厳しい叱責を繰り返す
- (6) 就業者を拘束する行動 例：長時間の居座りや電話などをする
- (7) 就業者への差別的な言動 例：人種、職業、性的嗜好などに関し侮辱的な言動をする
- (8) 就業者への性的な言動 例：つきまとい行為、わいせつな言動をする
- (9) 就業者個人への攻撃や嫌がらせ 例：顔や名札を撮影しSNSに投稿する

これから自社でルール策定する際には、各自治体の条例や東京都のガイドラインなどを参考にするとよいかもしれません。



ガイドライン



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

